

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく意見書の交付に関する
規程

令和元年 7 月 18 日消防本部訓令第 11 号

改正 令和 3 年 2 月 2 日消防本部訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 36 条第 2 項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 56 条第 2 項の規定に基づく消防長の意見書（以下「意見書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(意見書の交付申請)

第 2 条 意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（別記様式第 1）に次の各号に掲げる書類を添付して、消防長に 2 部提出しなければならない。

- (1) 意見書の交付申請に係る貯蔵施設等設置許可申請書の写し又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 意見書の交付申請に係る貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面

(3) 防火管理の計画

(意見書の交付)

第 3 条 消防長は意見書の交付申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、意見書（別記様式第 2）を交付するものとする。

- (1) 消防用設備等が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、同施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び同施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に適合しているかどうか。
- (2) 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年組合条例第 7 号）に適合しているかどうか。
- (3) その他火災予防上の観点から特段問題となる事項はないか。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程の廃止)

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程（昭和 57 年 5 月 1 日消防本部訓令第 2 号）は廃止する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 日消防本部訓令第 5 号）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、提出又は交付されたこの訓令による改正前の様式（以下「改正前様式」という。）は、この訓令による改正後の様式によりそれぞれ提出又は交付されたものとみなす。
- 3 施行日以後、現に存する改正前様式の内紙については、当分の間、所要の補正を施し、なお使用することができる。

別記様式第 1 (第 2 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

意見書交付申請書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第 36 条第 2 項又は同法施行規則第 56 条第 2 項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

別記様式第2（第3条関係）

意見書

交付番号第 号

茨城県知事様

年 月 日付で申請者 から、液化石油ガスの貯蔵施設等の許可を受けるため意見を求めてきたが、これについての意見は次のとおりである。

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長

記

備考 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。